

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

目次

規則

○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局） 22

告示

- 農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課） 22
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 23
- 土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課） 23
- 道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 23
- 知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 23
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 23
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 24
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 24
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 24
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 24
- 森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課） 25

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 25

道立羽幌病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 27

道監査委員公表

○監査公表第6号…………… 28

○監査公表第7号…………… 28

道公安委員会規則

○北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 28

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 28

規則

告示

北海道告示第366号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
中標津地域の事項中「地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場」を「地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部根釧農業試験場」に改める。
- 2 昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
厚岸地域の事項中「厚岸町の区域のうち、図面（第41号）の赤色で着色した部分（」を「厚岸町の区域のうち、」に、「昭和51年厚岸町告示第43号」を「平成8年厚岸町告示第5号」に、「国有鉄道根室本線、」を「根室本線、」に、「防衛庁所管」を「防衛省所管」に、「28から33」を「28から33（一部の区域を除く。）」に、「大別川を順次結んで囲まれた区域」を「大別川を順次結んで囲まれた区域」に改める。
- 3 昭和48年北海道告示第3341号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。
池田地域の事項中「池田町の区域のうち、図面（第18号）の赤色で着色した部分（」を「池田町の区域のうち、」に、「157から159」を「157、158（近牛67番地6を除く。）、159」に、「299林班の区域」を「299林班の区域」に改める。

北海道告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（はまなす第2地区草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理、暗渠排水、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成27年5月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
新ひだか土地改良区	静内川合	災害復旧〔農業用施設〕	平成26. 4.30
同	三石稲見	同	同 27. 3.25

北海道告示第369号

道営土地改良（新冠地区（区画整理、客土、暗渠排水、農用地改良保全））事業の工事を平成24年10月10日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 二海郡八雲町浜松727・730（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、728、729、731、732
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 野付郡別海町奥行8の14（次の図に示す部分に限る。）、8の12、8の13

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥行8の14（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡南幌町4996（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西30線25の3（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 廃棄物処理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 白糠郡白糠町チプタナイ1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 学校教育用地及び道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

- 1(1) 通知の内容 平成27年北海道告示第310号
- (2) 所在が不明な者 佐藤 利作
- (3) 掲示場所 様似町役場
- 2(1) 通知の内容 平成27年北海道告示第310号
- (2) 所在が不明な者 栗山 辨蔵
- (3) 掲示場所 浦河町役場

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第62号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月15日

北海道十勝総合振興局長 濱崎 隆文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（7t級タンク付2台、10t級1台） 3台

（交換契約により除雪トラック（7t級タンク付）1台を契約の相手方に供し、除雪トラック3台を契約の相手方から調達する。）

イ 小型除雪車（1.5m/800t級） 1台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 平成28年3月25日（金）

イ 平成28年1月15日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

様似町（国有林）、日高町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所の掲示場に掲示した。

平成27年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年北海道告示第329号

2 所在が不明な者 星野 隆司

北海道告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年5月15日

- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月15日（金）から同年6月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部2階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成27年6月26日（金）午後2時（送付による場合は、同月25日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：obihirodoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電話番号 0155-26-9094

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Snow Removing Truck (7 tons class, road sprinkler) Quantity 2
- b Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 1
- c Rotary Snow Remover (length 1.5 meters/800 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 26, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than June 25, 2015)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Obihiro Department of Public Works Management, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-Chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9094

道立羽幌病院告示

北海道立羽幌病院告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月15日

北海道立羽幌病院長 貞本 晃一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

磁気共鳴画像診断装置 一式

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 平成27年9月30日（水）

(4) 納入場所 北海道立羽幌病院庁舎1階放射線科MR I室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（医療機器類）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医療用具販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(5) 当該目的物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月15日から同年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-4197 苫前郡羽幌町栄町110番地
北海道立羽幌病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

苫前郡羽幌町栄町110番地 北海道立羽幌病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 苫前郡羽幌町栄町110番地 北海道立羽幌病院1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 078-4197 苫前郡羽幌町栄町110番地 北海道立羽幌病院庶務課）

(2) 入札日時 平成27年6月25日（木）午後2時（送付による場合は、同月24日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子媒体による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：hofuku.habyo1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むか、羽幌病院のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/hbb/gyousha_oshirase.htm）においてダウンロードすることができる。

9 送付による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道立羽幌病院庶務課
- イ 所 在 地 郵便番号 078-4197 苫前郡羽幌町栄町110番地
- ウ 電 話 番 号 0164-62-6060

- (2) 前金払はしない。
- (3) 概算払はしない。
- (4) 部分払はしない。
- (5) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度の入札に参加することができない。

13 Summary

- A Nature and quantity of the product to be procured : Magnetic Resonance Imaging system 1 set
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., June 25, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than June 24, 2015)
- C Contact : Hokkaido haboro hospital General affairs section, 110 sakae-machi, haboro-cho, tomamae-gun, Hokkaido 078-4197 Japan
Phone : 0164-62-6060 Extension 123

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成26年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果（第1回）並びに同条第5項の規定により実施した平成26年度に係る随時監査（工事に係るものを除く。）の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成27年5月15日

- 北海道監査委員職務執行者 丸 岩 公 充
- 北海道監査委員職務執行者 佐々木 恵美子
- 北海道監査委員 鉛 谷 長 藏

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成27年5月15日

- 北海道監査委員職務執行者 丸 岩 公 充
- 北海道監査委員職務執行者 佐々木 恵美子
- 北海道監査委員 鉛 谷 長 藏
- 北海道監査委員 竹 谷 千 里

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年5月15日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

北海道公安委員会規則第7号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成23年北海道公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項第9号」を「第19条第1項第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

道 警 察 方 面 本 部 告 示

北海道警察旭川方面本部告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年5月15日

北海道警察旭川方面本部長 望 木 博 明

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 自動車用ガソリン J I S 1号 34,000リットル

- (2) 自動車用ガソリン J I S 2号 185,000リットル
- (3) 軽油 J I S 各号 20,000リットル
- (4) ガソリンエンジン用オイル S M級以上のマルチグレードタイプ 1,500リットル
- (5) ディーゼルエンジン用オイル C F級以上のマルチグレードタイプ 100リットル
- 2 落札を決定した日
平成27年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日東石油株式会社
 - (2) 住 所 旭川市本町2丁目
- 4 落札金額
 - (1) 132.9円
 - (2) 122.9円
 - (3) 98.9円
 - (4) 380.0円
 - (5) 380.0円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年2月3日付け北海道警察旭川方面本部告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
 - (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

北海道警察旭川方面本部告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年5月15日

北海道警察旭川方面本部長 望 木 博 明

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 14台 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年3月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社栄進堂
 - (2) 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号

- 4 落札金額
 - (1) 基本料金 0円
 - (2) 複写料金 0.66円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年2月3日付け北海道警察旭川方面本部告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
 - (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地6